

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県北振興局	管理部 会計課	H24.4.2	燃料類(ガソリン・軽油・A重油)の単価契約	ガソリン 148円 軽油127円 A重油90円	佐世保市干尽町3-3 長崎県石油協同組合 佐世保支部 支部長 坂倉 雅敏	<p>県北振興局の所管は、北部は松浦市、南部は西海市の広範囲である。そのため、業務を遂行するにあたり、公用車のガソリン・軽油の給油体制もこれに対応するものでなければならない。現在の県北地区の登録業者(石油)には、県北振興局の近隣業者の登録が少ない。このような状況で、登録業者から選定をし、指名競争入札を行った場合、給油のために県北振興局及び別庁舎である吉井庁舎等から離れたスタンドへ行かなければならず、吉井庁舎等の別庁舎からの距離を勘案すると、給油体制に不都合であることは明らかである。従って、上記の理由から、給油体制に不都合が生じず、所管の地域全体に加盟店を持つ石油協同組合との一者随意契約としたい。なお、A重油についても、ガソリン、軽油と同一の契約とした方が経済的に安価で契約できると考えられるため、A重油についても、石油協同組合との一者随意契約とする。</p> <p>本年7月からは、競争入札に移行予定。</p>	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
2	県北振興局	建設部 管理第二課	H24.4.2	小値賀漁港及び斑漁港海岸環境整備施設管理業務委託	1,212,500	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376-1 小値賀町長 西 浩三	<p>当該業務は、小値賀漁港及び斑漁港の環境整備施設の適正な維持管理を行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港環境整備施設は、漁港漁場整備法第3条第2項に規定する漁港施設である。 ・ 漁港区域内の海岸環境整備施設は、海岸法第5条第3項の規定により漁港管理者が管理することになっており、漁港施設と一体的に管理を行う必要がある。 ・ 小値賀町は、長崎県の事務処理の特例に関する条例に基づき、漁港施設の軽微な維持補修、港内の清掃及び使用許可等事務を行っている。 <p>以上の理由により、小値賀町と随意契約を行うものである。</p>	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
3	県北振興局	建設部 管理第二課	H24.4.2	彼杵港港湾環境施設 管理業務委託	1,940,000	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850-6 東彼杵町長 渡邊 悟	<p>当業務は、彼杵港緑地の適正な維持管理を行うものである。</p> <p>彼杵港緑地は港湾法第2条第5号に規定する港湾施設であり、緑地の周辺を岸壁や護岸、野積場等の港湾施設が隣接していることから、緑地と一体的な管理を行うことで、管理者間の協議等も必要なくなることから、時間的・経済的に、より有利に管理業務を遂行できる。</p> <p>東彼杵町は「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、港湾施設の軽微な維持補修、港湾内の清掃及び許可事務等を行っていることから、監視の頻度が多く、周囲の異変(不法投棄等)への察知が早く、危険を未然に防ぐことができる。毎年管理が変わることでは、利用者への周知が十分に図ることができず、混乱を招く恐れがあり、管理瑕疵が発生した場合、責任の所在の特定が曖昧となることが予想される。</p> <p>また県営港湾緑地の整備の前提として、県と同程度の負担と管理責任を東彼杵町に求めるものである。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
4	県北振興局	建設部 用地第一課	H24.4.2	平成24年度用地取得 事務委託	9,258,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 江口 道信	<p>・用地取得業務は法律事務の周旋に該当し、弁護士法の規制により、民間業者に委託することは適当ではなく、契約の相手方が限定される。</p> <p>・県土地開発公社は、公共用地取得を行う専門機関として県の全額出資により設立された「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく特別法人で、同法により用地取得に係るあっせん業務が認められており、又、損失補償基準、用地交渉等に精通しているため、安定した業務遂行が期待できる。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
5	県北振興局	建設部 用地第二課	H24.4.2	平成24年度用地取得 事務委託	3,819,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 江口 道信	<p>・用地取得業務は法律事務の周旋に該当し、弁護士法の規制により、民間業者に委託することは適当ではなく、契約の相手方が限定される。</p> <p>・県土地開発公社は、公共用地取得を行う専門機関として県の全額出資により設立された「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく特別法人で、同法により用地取得に係るあっせん業務が認められており、又、損失補償基準、用地交渉等に精通しているため、安定した業務遂行が期待できる。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	県北振興局	建設部 用地第二課	H24.4.2	用地取得事務委託 (主要地方道佐世保 吉井松浦線橋りょう整 備工事)	1,579,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 江口 道信	・用地取得業務は法律事務の周旋に該当し、弁護 士法の規制により、民間業者に委託することは適当 ではなく、契約の相手方が限定される。 ・県土地開発公社は、公共用地取得を行う専門機 関として県の全額出資により設立された「公有地の 拡大の推進に関する法律」に基づく特別法人で、同 法により用地取得に係るあっせん業務が認められ ており、又、損失補償基準、用地交渉等に精通して いるため、安定した業務遂行が期待できる。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
7	県北振興局	建設部 用地第二課	H24.6.1	用地取得事務委託 (主要地方道平戸田 平線道路改良工事)	11,569,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 江口 道信	県が定める「土木部公共用地事務委託取扱要領」 により指定された機関であり、用地取得業務に係る 専門的知識を有し遂行できる組織人員体制が整っ ている。よって、契約の相手方が特定される。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
8	県北振興局	建設部 道路建設第一課	H24.4.2	23線国改第2-24号 一般国道206号監督 補助業務委託	10,248,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提 出された承諾願い等について、設計図書等と照合 を行い、その結果を監督職員に正確に報告するも のであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督 職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を 与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情 報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必 要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接 的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財 団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
9	県北振興局	建設部 道路建設第一課	H24.4.11	24総国橋第1-1号 一般国道202橋梁整 備工事(監督補助業 務委託)	8,736,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提 出された承諾願い等について、設計図書等と照合 を行い、その結果を監督職員に正確に報告するも のであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督 職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を 与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情 報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必 要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接 的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財 団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
10	県北振興局	建設部 道路建設第一課	H24.9.18	24総国橋第1-6号 一般国道202号橋梁 整備工事(仮栈橋工 その1)	6,699,000	長崎市平和町5-19 (株)長崎中央建設 代表取締役 西山 潤一郎	一般国道202号の雪川橋整備工事(下部工A1・P1)のため仮橋を設置しているが、本仮橋は上部工架設工事完了まで継続して使用する必要がある。 「土木工事標準基準書(参考資料長崎県土木部)第 編第5章 - 2 - 4により、前工事において仮設物を継続して使用することを契約条件とした場合の取り扱いとして、存置した仮設物の積算(撤去も含む)については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものと定められているため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
11	県北振興局	建設部 道路建設第一課	H24.10.31	24総国橋第1-10号 一般国道202号橋梁 整備工事(仮栈橋工 その2)	6,720,000	長崎市橋口町20-6 黒瀬建設(株) 代表取締役 濱谷 博	一般国道202号の雪川橋整備工事(下部工P2・A2)のため仮橋を設置しているが、本仮橋は上部工架設工事完了まで継続して使用する必要がある。 「土木工事標準基準書(参考資料長崎県土木部)第 編第5章 - 2 - 4により、前工事において仮設物を継続して使用することを契約条件とした場合の取り扱いとして、存置した仮設物の積算(撤去も含む)については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものと定められているため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
12	県北振興局	建設部 道路建設第一課	H25.3.29	24総国橋第1-15号 一般国道202号橋梁 整備工事(仮栈橋そ の3)	12,232,500	長崎市平和町5-19 (株)長崎中央建設 代表取締役 西山 潤一郎	一般国道202号橋整備工事において、河口域の下部工施工のための進入路および施工ヤードとして仮栈橋を設置しているが、下部工工事完了後も上部工架設工事の唯一の進入路および施工ヤードとして利用する必要があり、引き続き仮栈橋を存置しなければならない。 「土木工事標準基準書(参考資料長崎県土木部)第 編第5章 - 2 - 4により、前回工事において設置した仮設物を継続して使用することを契約条件とした場合の取り扱いとして、存置した仮設物(撤去も含む)については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものと定められているため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	県北振興局	建設部 道路建設第一課	H25.3.29	24総国橋第1-16号 一般国道202号橋梁 整備工事(仮栈橋そ の4)	15,225,000	長崎市橋口町20-6 黒瀬建設(株) 代表取締役 濱谷 博	一般国道202号橋整備工事において、河口域の下部工施工のための進入路および施工ヤードとして仮栈橋を設置しているが、下部工工事完了後も上部工架設工事の唯一の進入路および施工ヤードとして利用する必要がある、引き続き仮栈橋を存置しなければならない。 「土木工事標準基準書(参考資料長崎県土木部) 第 編第5章 - 2 - 4により、前回工事において設置した仮設物を継続して使用することを契約条件とした場合の取り扱いとして、存置した仮設物(撤去も含む)については、原則として仮設物を設置した請負業者との随意契約により行うものと定められているため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
14	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H24.4.2	23繰起単改第508-4号 主要地方道平戸田平 線道路改良工事(監督 補助業務委託)	13,104,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
15	県北振興局	建設部 道路建設第二課	H24.4.2	23繰起単改第507-5号 主要地方道佐世保日 野松浦線道路改良工 事(監督補助業務委 託)	15,372,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県北振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	県北振興局	建設部 道路建設第二課 (都市計画班)	H24.4.2	23線地街改第2-30号 平瀬町干尽町線街路 改良工事 (監督補助業務委託)	15,372,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
17	県北振興局	建設部 道路建設第二課 (都市計画班)	H24.4.2	24地街改第5-1号 棚方崎真申線街路改 良工事 (監督補助業務委託)	15,372,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
18	県北振興局	建設部 道路建設第二課 (都市計画班)	H24.8.31	24臨街改2-20 平瀬町干尽町線街路 改良工事(塩浜-平 瀬地区通信系引込管 路)	13,063,050	エヌ・ティ・ティ・インフラネット (株)九州支店	本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝を整備している区間であり、西日本電信電話株式会社が保有していた構造物に近接した位置での工事である。 平成19年に長崎県知事、西日本電信電話株式会社長崎支店長及びエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社九州支店長は「電線共同溝整備工事に伴う既設設備の有償譲渡及び当該設備の活用に関する協定」を締結している。 県北振興局としては協定に基づき、西日本電信電話株式会社の既設ケーブルの保安上、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社による施工が適切と判断されるため、電線共同溝工事等に関する発注と管理をエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社へ委託し、その関連費用について支払うこととする。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	県北振興局	建設部 道路建設第二課 (都市計画班)	H24.9.3	24臨街改2-17 平瀬町干尽町線街路 改良工事(塩浜 - 平 瀬地区電力系引込管 路)	12,417,335	長崎市城山町3-19 九州電力株 長崎お客様センター センター長 東 誠二	<p>本工事は新電線地中化計画により電線共同溝を整備している区間であり、既設電柱への電線管路のうち指定区域部を施工するものである。</p> <p>引込管路は電線共同溝と位置づけられており、道路管理者自らが施工することとなっているが、保安上の観点、引込設備との接続の観点、施工管理及び路面の掘り返しを極力減らす観点から電線管理者等による施工が適当と判断される場合は、電線管理者等に引込管路の建設に係る工事を委託できることとなっている。</p> <p>このため平成13年に長崎県土木部道路維持課は九州電力株式会社長崎支店と基本協定を結んでおり、これに基づき本工事も電線管理者に工事費を算定させ、施工を委託するものである。</p>	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
20	県北振興局	建設部 道路建設第二課 (都市計画班)	H24.9.14	24臨街改第5 - 1号 棚方崎真申線街路改 良工事(MR協定)	253,281,000	佐世保市白南風町1-10 松浦鉄道株 代表取締役 藤井 隆	<p>業務内容が松浦鉄道の沿線で、橋梁上部工(線路上空を横断)を施工する工事である。</p> <p>今回の施工箇所が鉄道と交差することから、「道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱(H15.3.20国都街第155号、国道政第74号、国鉄技第178号)」により、松浦鉄道株式会社と協議の結果、鉄道の運転保安上、鉄道工事施工能力業者を保有している松浦鉄道株式会社が工事を施工する必要があるため、随意契約を行うものである。</p>	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	県北振興局	建設部 道路建設第二課 道路維持第二課	H24.5.15	24単起防災第410-2号 県北振興局建設部 積算技術業務委託	14,280,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏洩防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
22	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H24.4.2	23県道維第1号 一般国道202号道路 維持補修委託(指方 バイパス交通管理)	3,436,650	長崎市元船町17-1 長崎県道路公社 理事長 江口 道信	一般国道202号の自動車専用道路のうち、無料区間3.2kmの道路管理を行うものである。当区間は高度な管理が必要である西海パールラインの佐世保市側に位置しており、交通安全等の確保のため、当区間も西海パールラインと同等の管理が必要である。 ・指方バイパスの道路情報板及び指方トンネルの警報板、非常電話受付が西海パールライン道路管理事務所で一体的に管理操作されている。 ・長崎県道路公社が西海パールラインの有料区間を管理操作している。 よって西海パールラインを管理する長崎県道路公社と契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
23	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H24.4.2	24単起交整第404-1号 主要地方道崎戸大島 線交通安全施設等整 備工事(監督補助業 務委託)	7,686,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
24	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H24.7.26	23戦国電共第2-3号 一般国道384号電線 共同溝整備工事(電 力系引込管路)	15,181,031	長崎市城山町3-19 九州電力株式会社お客さま 本部 長崎お客さまセンター長 東 誠二	<p>本工事は新電線地中化計画により電線共同溝を整備している区間であり、既設電柱への電線管路のうち指定区域部を施工するものである。</p> <p>引込管路は電線共同溝と位置づけられており、道路管理者自らが施工することとなっているが、保安上の観点、引込設備との接続の観点、施工管理及び路面の掘り返しを極力減らす観点から電線管理者等による施工が適当と判断される場合は、電線管理者等に引込管路の建設に係る工事を委託できることとなっている。</p> <p>このため平成13年に長崎県土木部道路維持課は九州電力株式会社長崎支店と基本協定を結んでおり、これに基づき本工事も電線管理者に工事費を算定させ、施工を委託するものである。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
25	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H24.7.26	23戦国電共第2-4号 一般国道384号電線 共同溝整備工事(通 信系引込管路)	11,799,900	福岡県福岡市博多区東比恵 2-3-7 エヌ・ティ・ティ・インフラネット 株式会社九州支店 支店長 山本隆宣	<p>本工事は新電線類地中化計画により電線共同溝を整備している区間であり、西日本電信電話株式会社が保有していた構造物に近接した位置での工事である。</p> <p>平成19年に長崎県知事、西日本電信電話株式会社長崎支店長及びエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社九州支店長は「電線共同溝整備工事の施工に伴う既設設備の有償譲渡及び当該設備の活用に関する協定」を締結している。</p> <p>県北振興局としては協定に基づき、西日本電信電話株式会社の既設ケーブルの保安上、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社による施工が適切と判断されるため、電線共同溝工事等に関する発注と管理をエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社へ委託し、その関連費用について支払うこととする。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
26	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H24.8.1	24単起災防第402-3号 一般県道扇山公園線 道路災害防除工事 (地質調査委託)	4,620,000	松浦市今福北免2009-200 (株)昭和ボーリング 代表取締役 河内俊雄	本路線は地域の生活道路として重要な路線であるが、平成24年7月14日に道路路面崩壊が発生し、現在全面通行止めとなっている箇所であり、早急に対策工の検討を行う必要があるため、随意契約による当設計書の起工を行うものである。 また、大規模災害発生時における支援活動に関する協定書第4条の規定による緊急作業出動要請を行い、緊急施工に対応ができ、かつ経験豊富で企業力がある業者として、社団法人長崎県地質調査協会より推薦していただいた(株)昭和ボーリングと随意契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第5号
27	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H24.8.6	24単起災防第402-2号 一般県道扇山公園線 道路災害防除工事 (測量設計委託)	4,567,500	佐世保市矢峰町1053 親和テクノ株式会社 代表取締役 永尾一彦	本路線は地域の生活道路として重要な路線であるが、平成24年7月14日に道路路面崩壊が発生し、現在全面通行止めとなっている箇所であり、早急に対策工の検討を行う必要があるため、随意契約による当設計書の起工を行うものである。 また、大規模災害発生時における支援活動に関する協定書第4条の規定による緊急作業出動要請を行い、緊急施工に対応ができ、かつ経験豊富で企業力がある業者として、社団法人長崎県地質調査協会より推薦していただいた(株)親和テクノと随意契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第5号
28	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H24.10.4	24単災防第402-12号 一般国道202号道路 災害防除工事(地質 調査委託)	7,297,500	佐世保市江迎町埋立2-14 (株)アサヒコンサル 代表取締役社長 古江 正敏	本路線は緊急輸送路として重要な路線で、迂回路の確保が困難な交通の要所である。 当路線は、平成24年9月17日に道路護岸を被災し、地すべりの変状についての早急な調査観測体制を整え、通行車両の安全性の確認を行うとともに、早急に対策を行う必要があるため、随意契約による当設計書の起工を行うものである。 また、大規模災害発生時における支援活動に関する協定書第4条の規定による緊急作業出動要請を行い、緊急施工に対応ができ、かつ経験豊富で実績のある業者として、社団法人長崎県地質調査協会より推薦していただいた(株)アサヒコンサルと随意契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第5号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	県北振興局	建設部 道路維持第一課	H24.10.17	24単災防第402-13号 一般国道202号道路 災害防除工事(測量 設計委託)	10,500,000	長崎市清水町2-4 復建調査設計㈱長崎支店 執行役員支店長 村岡和彦	本路線は緊急輸送路として重要な路線で、迂回路の確保が困難な交通の要所である。 当路線は、平成24年9月17日に道路護岸を被災し、地すべりの変状についての早急な調査観測体制を整え、通行車両の安全性の確認を行うとともに、早急に対策を行う必要があるため、随意契約による当設計書の起工を行うものである。 また、大規模災害発生時における支援活動に関する協定書第4条の規定による緊急作業出動要請を行い、緊急施工に対応ができ、かつ経験豊富で実績のある業者として、社団法人長崎県地質調査協会より推薦していただいた復建調査設計㈱長崎支店と随意契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第5号
30	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H24.4.2	24単起災防第410-1 号主要地方道佐々鹿 町江迎線外3線道路 災害防除工事(監督 補助業務委託)	13,104,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
31	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H24.4.2	24県道維第4号一般 県道小値賀循環線外 2線道路維持管理委 託	3,705,450	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376 小値賀町長 西 浩三	当業務は、北松浦郡小値賀町(離島)にある県道3路線の維持管理業務を委託するものであり、道路の重要性及び安全性から、休日も含め常時管理する必要がある。 このため小値賀島に常時在任している必要がある。加えて当業務は道路管理者としての行政的判断を即時に行う必要があり、状況によっては人的被害等、重大な影響を及ぼすことが懸念される。 このことから、小値賀町で道路管理の経験を持つ唯一の行政機関である当機関が契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
32	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H24.5.1	23線戦地橋補第2-4号主要地方道平戸生月線橋梁補修工事 (監督補助業務委託)	12,012,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
33	県北振興局	建設部 道路維持第二課	H24.5.22	23線単起災防第417-6号一般県道白之浦港線道路災害防除工事 (応急工事)	3,454,500	佐世保市小佐々町白ノ浦491-2 白浦港運(株) 代表取締役 田中伸介	本箇所は、以前から河川に並行する兼用護岸の損傷状態を定期的に観測していたが、平成24年4月26日の観測時に横断水路の崩壊が確認されたことで、路面陥没の恐れが生じたことから、全面通行止を行い緊急に対策を施す必要がある。 よって、当路線の緊急対応業者であり対応が可能な白浦港運株式会社に工事を緊急指示するものである。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号
34	県北振興局	建設部 砂防防災課	H24.4.3	23線県北地対第2-13号鷲尾岳地区地すべり対策工事 (監督補助業務委託)	13,104,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
35	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H24.4.5	23線県北漁生第12-13号 小値賀地区水産生産基盤整備工事(積算業務委託2)	8,190,000	長崎市元船町17番1号 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は、工事に係る積算業務を委託するものである。今回、発注予定である工事については、施工箇所が漁港荷捌き所や海水取水をし、あわび、さざえの蓄養や販売等する施設に隣接し、工事による水産業への影響に特に配慮する必要があることから、漁港周辺の水域環境や水生生物の生態系に対する影響を極力小さくするための検討を行うなど、高度な水産技術が必要となる。よって、これらの技術を保有し、公正な立場から支援できる唯一の法人である、社団法人水産建設技術センター以外にないため、随意契約を行なうものである。	地方自治施行令第167条の2 第1項第2号
36	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H24.4.5	23線県北漁生第12-14号 小値賀地区水産生産基盤整備工事(監督補助業務委託2)	11,550,000	長崎市元船町17番1号 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 志岐 富美雄	本業務は、工事に係る監督補助業務を委託するものである。今回、発注予定である工事については、施工箇所が漁港荷捌き所や海水取水をし、あわび、さざえの蓄養や販売等する施設に隣接し、工事による水産業への影響に特に配慮する必要があることから、漁港周辺の水域環境や水生生物の生態系に対する影響を極力小さくするための検討を行うなど、高度な水産技術が必要となる。よって、これらの技術を保有し、公正な立場から支援できる唯一の法人である、社団法人水産建設技術センター以外にないため、随意契約を行なうものである。	地方自治施行令第167条の2 第1項第2号
37	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H24.8.31	24県北港単維101-9号 瀬戸港災害復旧工事(浮体式係船岸応急工事)	7,560,000	西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷 2278-59 (株)西海建設 西海営業所 所長 越尾 好孝	平成24年8月27日～平成24年8月28日にかけて来襲した台風15号により、瀬戸港の浮棧橋が破損し、浮体陸側が海中に沈下しているような状態である。このまま放置すると、2次災害が発生する可能性がある為緊急に対応する必要がある。 そこで、被災現場に近くに事務所を持ち、早急に起重機船を用意できる(株)西海建設と随意契約を行うことで早急に復旧工事を行うものである。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
38	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H24.11.12	24県北港改第11-5号 県北・大瀬戸地区港 湾工事 (監督補助業務委託)	5,460,000	大村市池田2-1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
39	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	H25.1.24	24県北港単維第101- 16号 瀬戸港県単維持工事 (棧橋工)	5,166,000	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷 1128-10 黒瀬建設(株) 西海本店 本店長 濱谷 良司	当該浮棧橋は、平成20年度に利用船社である西海沿岸商船及び江崎海陸運送と協議し、両船社の意向を踏まえた設計を行い、平成21年に本工事に着手し、平成24年12月4日に施設の供用を開始した。 ところが、供用開始後、両船社より設計時点では予測出来なかった離接岸時の不具合が見つかり、現状のままでは安全な離接岸が困難で、貨客等の安全が確保できないことから、早急に対策を講じてほしい旨の意見がなされた。当該瀬戸～松島航路は、1日当たり24便就航し、年間約74万トンの貨客等を輸送する唯一の航路であることから、安全安心な施設を早急に提供するため、必要な対策を講じるものである。 なお緊急を要するため、現場を熟知し、浮棧橋工事にも精通した黒瀬建設(株)西海本店と随意契約を行うものである。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第5号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
40	県北振興局	建設部 田平土木維持 管理事務所	H24.4.2	川内港海岸休憩所管 理業務委託	1,610,000	平戸市岩の上町1508-3 平戸市長 黒田 成彦	平成18年4月3日に長崎県知事と平戸市長との間に締結された「川内港海岸環境整備事業に伴う休憩所等の管理に関する覚書」に基づいて、県と地元市町が管理に要する費用を下記の経費区分に応じ負担するとして、県負担分を委託料として支払ってきた。(港湾緑地管理に係る経費区分の考え方) 1. 電気代、水道代、清掃経費など：地元市町負担 2. 植栽の剪定・除草・施肥、トイレ及び浄化槽の点検業務に要する経費：県負担1/2、地元市町負担1/2 3. 施設本体(遊具、休憩所、運動施設、フェンス、駐車場など)の老朽化に伴う更新、災害復旧に要する経費：県負担 上記のように、県と平戸市で負担割合を定めた委託業務であり平戸市以外の者へ委託できる業務ではない。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
41	県北振興局	建設部 田平土木維持 管理事務所	H24.4.2	松浦港、調川港及び 福島港港湾緑地管理 業務委託	4,108,300	松浦市志佐町里免365 松浦市長 友広 郁洋	長崎県知事と松浦市長との間に締結された「松浦港、調川港及び福島港緑地帯の管理経費の負担に関する覚書」に基づいて、県と地元市町が管理に要する費用を下記の経費区分に応じ負担するとして、県負担分を委託料として支払ってきた。(港湾緑地管理に係る経費区分の考え方) 1. 電気代、水道代、清掃経費など：地元市町負担 2. 植栽の剪定・除草・施肥、トイレ及び浄化槽の点検業務に要する経費：県負担1/2、地元市町負担1/2 3. 施設本体(遊具、休憩所、運動施設、フェンス、駐車場など)の老朽化に伴う更新、災害復旧に要する経費：県負担 上記のように、県と松浦市で負担割合を定めた委託業務であり松浦市以外の者へ委託できる業務ではない。	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
42	県北振興局	建設部 田平土木維持 管理事務所	H24.4.2	平成24年度館浦漁 港、生月漁港、大根 坂漁港湾緑地等管理 業務委託	1,824,200	平戸市岩の上町1508 - 3 平戸市長 黒田成彦	<p>(昨年度までの1者随意契約の理由) 平成18年4月3日に長崎県知事と平戸市長との間 で締結した「館浦浦漁港、生月漁港、大根坂漁港の 漁港環境整備施設の管理に関する覚書」に基づい て、県と地元市町が管理に要する費用を下記の経 費区分に応じ負担するとして、県負担分を委託料と して支払ってきた。</p> <p>(漁港緑地管理に係る経費区分の考え方) 1. 電気代、水道代、清掃経費など：地元市町負担 2. 植栽の剪定・除草・施肥、トイレ及び浄化槽の 点検業務に要する 経費：県負担1/2、地元市町負 担1/2 3. 施設本体(遊具、休憩所、運動施設、フェンス、 駐車場など)の 老朽化に伴う更新、災害復旧に要 する経費：県負担</p> <p>上記のように、県と平戸市で負担割合を定めた委 託業務であり平戸市以外の者へ委託できる業務で はない。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
43	県北振興局	建設部 田平土木維持 管理事務所	H24.5.31	田平土木維持管理事 務所宿日直業務委託	2,088,600	個人のため非表示	<p>当土木維持管理事務所の夜間休日の宿日直につ いては、気象警報発令・事故通報・災害発生時等の 緊急事態への対応という特殊性があり、機械警備 では対応できないため、個人に委託して宿日直とい う形態をとっている。緊急事態への対応が必要なた め、契約相手の個人は十分信頼のおけるものでな ければならず、契約相手先の個人は宿日直を本業 としている者ではないため、当方から条件を提示し て受託依頼をしている状況にある。したがって、競 争原理を活かすような契約にはなじまない。</p>	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
44	県北振興局	建設部 大瀬戸土木維持 管理事務所	H24.5.31	大瀬戸土木維持管理 事務所宿日直業務委 託	2,088,600	個人のため非表示	当土木維持管理事務所の夜間休日の宿日直については、気象警報発令・事故通報・災害発生時等の緊急事態への対応という特殊性があり、機械警備では対応できないため、個人に委託して宿日直という形態をとっている。緊急事態への対応が必要なため、契約相手の個人は十分信頼のおけるものでなければならず、契約相手先の個人は宿日直を本業としている者ではないため、当方から条件を提示して受託依頼をしている状況にある。したがって、競争原理を活かすような契約にはなじまない。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
45	県北振興局	建設部 大瀬戸土木維持 管理事務所	H24.8.3	24大道維第20号一般 県道扇山公園線道路 維持補修工事	7,644,000	西海市西海町面高郷1071-1 面高建設株式会社 代表取締役 上田修平	本路線は地域間を連絡する重要な道路であるが平成24年7月14日の梅雨前線豪雨により道路法面が大きく崩壊し、道路を塞ぐとともに法面上部には土石が残存しており、今後の状況によっては崩落の危険性が高い。そのため、早急に本工事を実施し、諸交通の安全及び全面通行止の解消を図る必要がある。なお、請負業者は人員・重機等機動力があり、崩壊現場の緊急施工に対応できる面高建設株式会社と随意契約を行う。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第5号
46	県北振興局	建設部 大瀬戸土木維持 管理事務所	H24.8.7	平成24年度国県道道 路緑地(大瀬戸地区) 維持管理委託	1,855,507	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷 920-12 公益社団法人西海市シル バー人材センター 理事長 濱田博之	当業務は、常に良好な道路景観を維持することが目的のため地域に密着し、地域に精通した者に依頼する必要がある。 また、社団法人西海市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定する団体で、臨時的かつ短期的な就業等を通じて、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する公益団体であり、県労働部雇用労働課長名で「シルバー人材センター活用について(お願い)」も通知されている。 このため道路管理者としては安全性が確保されたうえで条件等が整えば、シルバー人材センターを積極的に活用することとしている。なお、高齢者等の雇用の安定に関する法律に規定する団体は管内に一者しか存在しない。 よって、社団法人西海市シルバー人材センターと随意契約を行う。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円

平成24年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 県北振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
47	県北振興局	建設部 大瀬戸土木維持 管理事務所	H24.9.28	24大道維第30号 一般国道202号道路 維持補修工事	4,830,000	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷 1128-10 黒瀬建設(株) 西海本店 本店長 濱谷 良司	本路線は重要な都市間を連絡する幹線道路であるが平成24年9月17日、台風16号の暴風波浪により道路盛土下の護岸及び法面が崩壊し、不安定な状態となっており、今後の状況によっては崩落の危険性が高いため、緊急に法面の保護を行い諸交通の安全を確保する必要がある。なお、本工事は「大規模災害発生時における支援活動に関する協定」に基づき社団法人長崎県建設業協会長崎支部長へ災害支援活動の要請を行ったところ、黒瀬建設(株)西海本店が施工することとなったため黒瀬建設(株)西海本店と随意契約を行う。	地方自治法施行令 第167条の2 第1項第5号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 その他 100万円